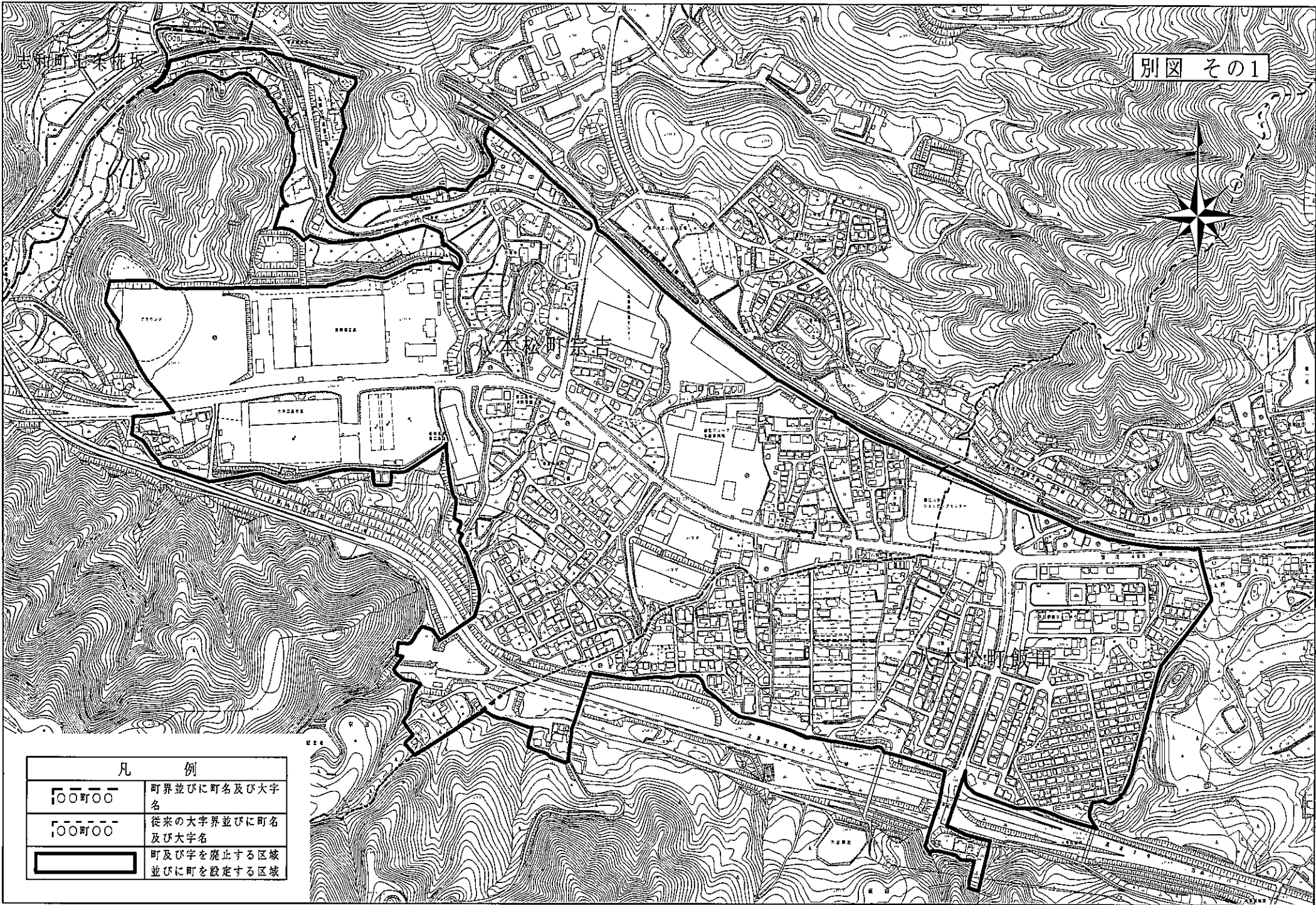


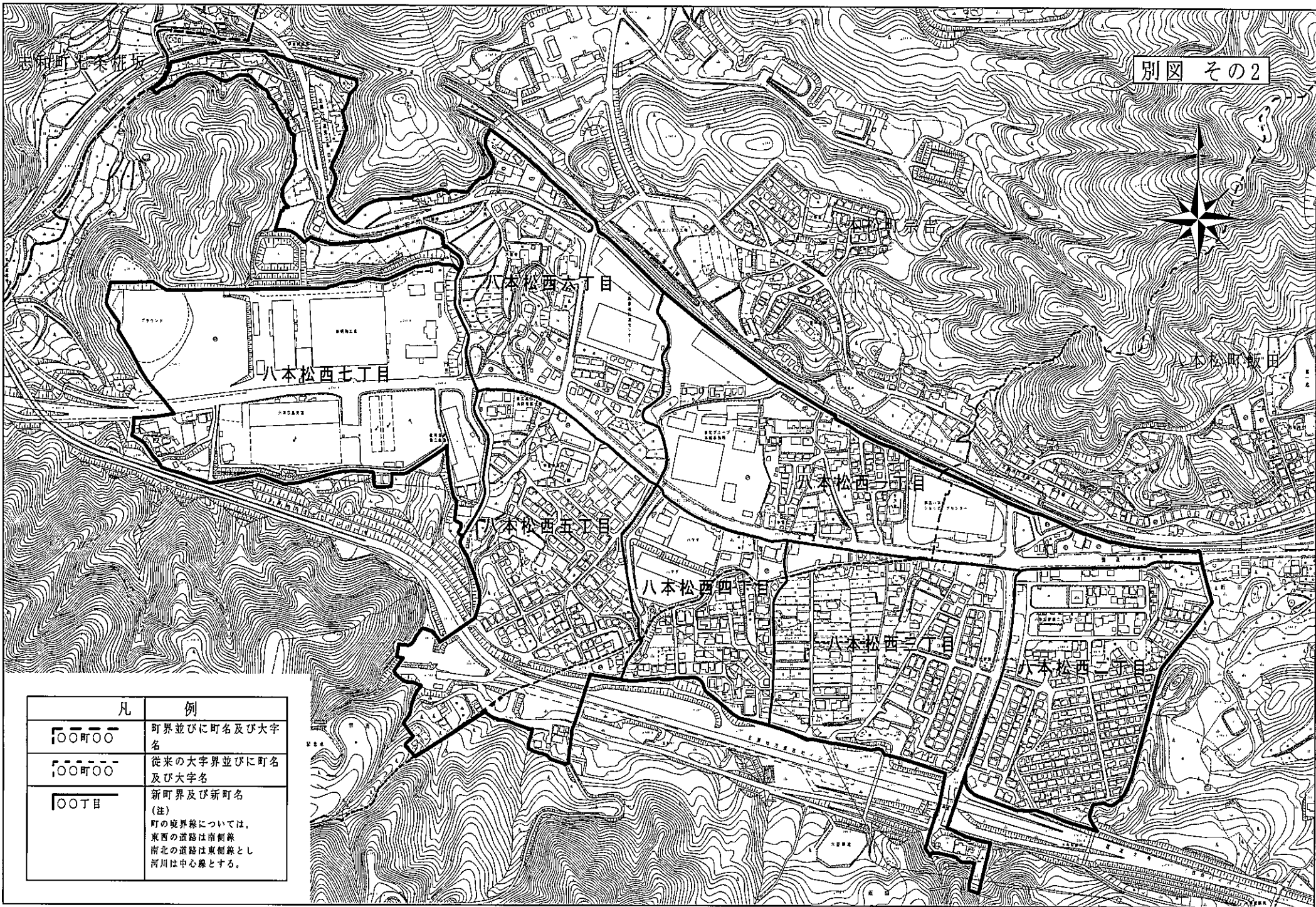
広島県告示第七百四十七号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成二十三年十月三十一日から、東広島市の別図その一に示す区域内の町及び字の区域を廃止し、その区域をもって別図その二に示す町の区域を新たに画する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、東広島市長から届出があつた。

平成二十三年八月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦





凡	例
町界並びに町名及び大字名	町界並びに町名及び大字名
従来の大字界並びに町名及び大字名	従来の大字界並びに町名及び大字名
新町界及び新町名	新町界及び新町名
(注)	(注)
町の境界線については、東西の道路は南側線、南北の道路は東側線とし、河川は中心線とする。	町の境界線については、東西の道路は南側線、南北の道路は東側線とし、河川は中心線とする。